

○毒物及び劇物取扱者試験規則（昭和26年4月20日規則第26号）

毒物及び劇物取扱者試験規則

昭和二十六年四月二十日
規則第二十六号

改正 昭和三十一年 六月三〇日規則第二九号 昭和三六年 一月一六日規則第一号
昭和三六年 三月三十一日規則第一〇号 昭和四〇年 八月 六日規則第六一号
昭和五三年 四月 一日規則第一八号 昭和五三年 六月 二日規則第三四号
昭和五七年 三月三〇日規則第二二号 平成 六年 七月二九日規則第四五号
平成 七年 六月 二日規則第五八号 平成一七年 三月二九日規則第五〇号

毒物及び劇物取扱者試験規則

第一条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。）第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）は、毎年一回以上これを行う。

第二条 試験を実施する期日、場所、受験願書の提出期限等については、試験を行う一月前までに県報により告示する。

第三条 知事は、試験について必要があると認めるときは、学識経験者を試験委員として委嘱することがある。

第四条 試験を受けようとする者は、別記第一号様式の受験願書に住民票及び写真（出願日前六月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルのもの）を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、別記第二号様式の受験票を交付する。

一部改正〔昭和三十一年規則二九号・五七年二二号・平成一七年五〇号〕

第五条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第六号。以下規則という。）第九条により交付する合格証の様式は別記第三号様式によるものとする。

第六条 受験者が違法又は不正の方法により試験を受けたときは、その受験を停止することがある。

第七条 知事は、試験合格者が違法又は不正の方法により受験したことを発見したときは、その合格を取消すことがある。

2 前項により取消を受けたものが既に合格証書を交付されているときは、すみやかにこれを知事に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年六月三十日規則第二十九号抄）

1 この規則は、昭和三十一年七月一日から施行する。（後略）

附 則（昭和三十六年一月十六日規則第一号）

改正 昭和三六年 三月三十一日規則第一〇号

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九条中別記第三百三十八号様式及び第四百十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。

一部改正〔昭和三六年規則一〇号〕

附 則（昭和三十六年三月三十一日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十年八月六日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年六月二日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月二十六日規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月二十九日規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年六月二日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

（第四条第一項）

全部改正〔平成17年規則50号〕

第二号様式

（第四条第二項）

全部改正〔平成17年規則50号〕

第三号様式

（第五条）

全部改正〔平成17年規則50号〕